

第三号

徳島県固定資産評価審議会条例の一部改正について

徳島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

徳島県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第四条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、徳島県固定資産評価審議会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。